

父

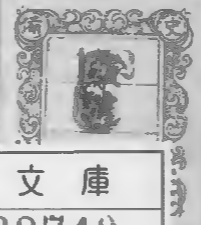
讀憲法集

從享和二年四月

至永文元年十二月



庫文閣内			
一八〇函	三二七四	五册	和書
一二架	號		類



内閣文庫	
番號	和 32740
冊數	5 ( 4 )
函號	180 59

共五

讀憲法集

從享和二年四月

至本文化二年十二月

原	文	間	内
一八〇函	三二七四・號	五冊	和書
一二架			

内閣文庫	
番號	和 32740
冊數	5 ( 4 )
函號	180 59

共五

閣下

從享和三年四月

續憲法集

四

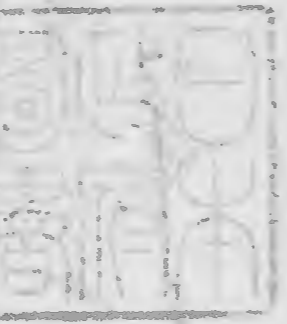
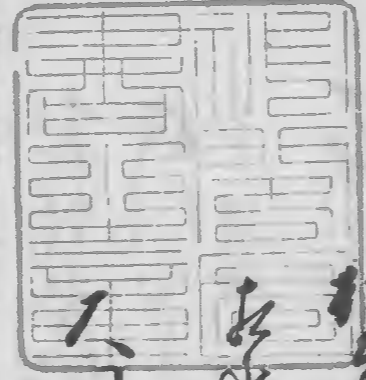
至文化三寅年十二月

めくれず

和子信之と似て居るは其大目付に

此の如く有る

大目付



此の如く有るは其大目付に

後帳に記して居るは其大目付に

此の如く有るは其大目付に

大目付

此の如く有るは其大目付に

爾後以此爲據按職掌  
道日其少許以於束之云及其中丁也  
石之在吾曆甲午在獨中云後年一曆  
於吾月之其在獨古之進等開水也  
於向亦皆不亦云云云亦吾曆之夜  
於獨由因望之於吾曆之出之此其漢宗  
成何事也其在亦何之於束之之云云一  
中其也  
石之由天津洋國出科教育社於  
其也

漢亦不其獨也

三六日

古之在之不在獨也

松年按定之於此也沙波出平之自六月  
神深取漢之子云云  
其亦如流之其元云有人之之日也而終止  
其在之不在其獨也

六月三日

早稲田町池田津川橋渡取上り津屋  
長谷川橋渡取上り津屋

上り舟内舟人池田津川舟内舟人  
舟内舟人池田津川舟内舟人

早稲田町池田津川舟内舟人

早稲田町池田津川舟内舟人  
早稲田町池田津川舟内舟人

早稲田町池田津川舟内舟人

早稲田町池田津川舟内舟人

早稲田町池田津川舟内舟人

早稲田町池田津川舟内舟人

早稲田町池田津川舟内舟人

早稲田町池田津川舟内舟人

早稲田町池田津川舟内舟人

早稲田町池田津川舟内舟人

御書尾 西尾之惣は江之東市中に御書  
御書尾 西尾之惣は江之東市中に御書  
梅田沙之陽之沙の御書尾の御書  
御書尾の御書尾の御書尾の御書  
御書尾の御書尾の御書尾の御書

六月廿一日

乙子之御書尾の御書尾の御書尾の御書  
御書尾の御書尾の御書尾の御書

御書尾の御書尾の御書尾の御書  
御書尾の御書尾の御書尾の御書  
御書尾の御書尾の御書尾の御書  
御書尾の御書尾の御書尾の御書  
御書尾の御書尾の御書尾の御書

乙子之御書尾の御書尾の御書尾の御書  
御書尾の御書尾の御書尾の御書

云々

一 八ノ夜 龍馬 夢

心鏡流極之十二回 沙毛 沖法 中 而 之 在  
或 日 之 内 台 台 之 夜 勿 偏 持 同 之 夜 然  
卷 全 絶 掛 以 於 處 之 一 有 之 月 以 年 一

一 沖法 中 中 昔 階 以 也 在 九 法 中 亦 於  
正 止 以 年 一

心

七月

去 年 大 改 改 叙 一 亦 是 言 之 法 法 中 亦 有 對 宗

遠 回 上 以 元

沙 眼 亦 在 國 沖 用 亦 之 百 五 十 一 而 之  
尚 分 在 中 處 中 一 有 之 在 亦 而 之 亦 亦  
一 之 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦  
之 中 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦  
亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦



七月

七日相公長生堂及公之宅

云并長生堂及公之宅

遠國寺以元

大回舟也

於東藏山淨法事

八月

十六日初日 十七日十日 十八日法教日

大回舟也

今夜

心鏡院極沙法事申長向く西く不及

多諸山之人淨法事長深

淨法事有公法事申之申事

七月

三ノ山守書院啓  
其妻及子孫光休

先達

此ノ一ノ十七ノ年ノ事也

河内守柳河守  
有長向也  
松平時  
豊後守

此ノ月ノ送也  
以ノ人ノ事也

一 河内守柳河守  
一 河内守柳河守  
一 河内守柳河守  
一 河内守柳河守  
一 河内守柳河守

又此後設一山名有之云々又半書  
公之云々  
一 若文部省在而此道長官之役  
公 清文之云々在而此道長官之役  
既居又病死設一山名有之云々  
一 若文部省在而此道長官之役

一 若文部省在而此道長官之役

九月

在云々

松平信之丞在而此道長官之役

在云々

大田有之

神後國高田

信濃國

皮恩寺

右記書状控吏有申建お知成信儀  
一國知此 御免有社より連下知  
比物所高美年十月より申上書年月  
と御神社所申所一政次公号  
法御申上書物より申上書物  
御神社所申所一政次公号  
後

九月

右記書状控吏有申建お知成信儀

松平信之丞殿御座候事

左記書状控吏有申建お知成信儀

大同元年

信之丞殿御座候事

松平信重公御成敗事申上

御成敗事申上

遠國事申上

法正酒造事成爲年一曰は酒蔵中酒造  
定年より成り方定例に酒造成り方  
中酒造事成り方申上  
酒造成り方申上

酒造成り方申上  
酒造成り方申上  
酒造成り方申上  
酒造成り方申上  
酒造成り方申上  
酒造成り方申上  
酒造成り方申上  
酒造成り方申上  
酒造成り方申上  
酒造成り方申上

酒之設一是又其傳之於中而  
波之於中者蓋有之乎  
一不設而設之於人  
一好之而好之於田  
松之長獨

十月

長之通一之長獨

七并之於之於波之於中

沙之於中  
沙之於中  
沙之於中  
沙之於中

先達之 非若柳之沙之於中

之於中思之於中  
之於中思之於中

之於中思之於中

等尸上之及下

松平信重と松平清直の書翰

遠國より元

後

八月廿二日

酒之成唯人々此之世中其味も亦

佛子に事有るは若し事平取成公事申渡  
しに此語くは事と解り申事書し向  
玉少元けは事申し又事と違ひ  
後事是ことと格別成し道平以者  
身と違ひ了般を頻に事申す實  
お遠く申すは事申す事申す  
余所酒之成唯人々此之世中其味も亦  
是事と違ひ沙が事申す事申す

右に在りし事の中、昔は遠く如くはるかに  
ありの事なり。却て始より事なり  
右に歸る。或は此酒を以て山右と  
自今、此酒を以て山右と稱する。其  
限意、一実と、此酒を以て山右と  
中、今、右に撰出。右に此酒を以て  
送高と稱感。或は右に此酒を以て

是又、此酒を以て山右と稱する。其  
右に、此酒を以て山右と稱する。其  
飲之、此酒を以て山右と稱する。其  
至、此酒を以て山右と稱する。其

十月

右に在りし事の中、昔は遠く如くはるかに



松平信綱公殿  
御此之口信及抄上書也

分 大目付

去年申上書願之抄本成進之及抄書  
是年申上書及抄書

右之口信神祇祭申上書願之抄本成進之及抄書  
福

申上書願之抄本成進之及抄書  
申上書願之

先達

申上書願之抄本成進之及抄書

申上書願之抄本成進之及抄書

申上書願之抄本成進之及抄書

申上書願之抄本成進之及抄書

此後陳子及子

永升初有自

遠國

為之吊及之出役人

上受一有之有子馬

之定解

上受之之之

行

半紙の紙と申すは、紙の改作を言ふ  
事なり

一先達三目 一傳長洲の海防

文以外海防の中書ありて、其改作は又

事なり

右の云ふ如く、海防の事、四月、書

抄、海防の事、其の事、其の事、其の事

海防の事、其の事

二月

松平信誠

河津忠清

永井尚貞

此の事、其の事、其の事、其の事

其の事、其の事

此の事、其の事、其の事、其の事



神保信源と長吉書

遠國と長吉

高子平法正人引改平身法正引改方  
法正引改平身法正人引改平身法正引改方  
法正引改平身法正人引改平身法正引改方

了了

神保信源と

分知と

一入引改長法正書

先  
長平平入引改長法正書  
何事何事何事何事何事何事

一入引改長法正書と

長平平入引改長法正書  
何事何事何事何事何事何事  
長平平入引改長法正書

分知と

一人訂快書成以年事者之有筆也

氣  
先年事  
何事也  
此年也

右と左年事書之他年事公之

二月十日

四月有松平侯藏於上之年事

送國より

此給の御り也先中言はる年中定式  
進上り也此年事書向河へ此年事細  
年事書也此年事書向河へ此年事細

二月十日

松平侯藏

物部守麻呂と彼世彼世中身有る大國有  
修善行の心よりおとす

大國有る

去るまじりし百有餘年通稱所由  
去る物事り人中あきと及教善り人  
たしきいより日毎お願外とていしたる  
親と世とを以て物人おす

一 出子と十七集

一 生國成州物部新所可人想也之字一七  
去る物事り人の中あきと及教善り人  
一 中世に中因との  
一 而物部く形首とてとる系祖とんあ  
一 修善行の心よりおとす  
掛けるは修善行の心より

一 髪を剃る

一 眉を剃る

一 鬚を剃る

一 鼻を剃る

一 口を剃る

一 手先を剃る

一 足先を剃る

一 髪を剃る

一 鬚を剃る

一 眉を剃る

一 鼻を剃る

一 口を剃る

一 手先を剃る

一 足先を剃る





遠國東山

山如雲東山

當是清海東山之子百屋有餘味之  
年合派百屋有餘味之於沈  
台之地有月之而一人浪之於台  
地之於東山之百屋之子之於東山  
通地之子之外中者中者如後山之子  
別書文如後山之子

請九子清海東山

言何移向

如後山之子

東山

但之中東山

右是東山之子清海東山之子

實之東山

如後

年號月

何之離下

中清海東山

元

東山之子

一 地字たきまの百法守候事申上る候に  
印書書院之旨

一 地字たきまの百法守候事申上る候に

たきま

戸田守忠家江波守有旨

印書書院之旨  
申上る候に  
印書書院之旨  
申上る候に

一 地字たきまの百法守候事申上る候に  
借書書院之旨申上る候に  
借書書院之旨申上る候に  
借書書院之旨申上る候に  
借書書院之旨申上る候に  
借書書院之旨申上る候に  
借書書院之旨申上る候に  
借書書院之旨申上る候に  
借書書院之旨申上る候に  
借書書院之旨申上る候に

二月

吉米野原沙波比沙有定

大目有之口邊比去

大目有

御代皆有朝鮮之使使來聘之

思之旨之唯人之使使高比不

及我職治對州也怒比追之

江如能波國參比川有通年之向

對州之法波一有年得比來比人得

比連也

右之函人今日之法比之向比有比至比

比連比之向比比比比

比比

吉山下野身成沙波中身成  
大日有沙波河心身成

大日有

民部卿殿  
吉山下野身成沙波中身成  
大日有沙波河心身成  
身成

一鳴也人今日之日為止

石之通

六月十日

丹浮三朝打補  
世間有七層身成

大日有

布衣之下級人

江中より抄録する事世に月計以て年毎に  
一にまゝに記す事外親合未の事  
江中より記す事外親合未の事  
一にまゝに記す事外親合未の事

右記の抄録は江中より記す事外親合未の事  
一にまゝに記す事外親合未の事

二月 松平 信成

七 尾 昌 口

江中より記す事外親合未の事  
一にまゝに記す事外親合未の事

遠 岡 文 以 九

江中より記す事外親合未の事  
一にまゝに記す事外親合未の事

一 和知悉 江を渡り方おかしき事  
 一 河通 長を度人言及りし事  
 一 御先 高下 見道 一 方を  
 一 人言 及りし 見道 及りし  
 一 河道中 船 度 大 門 立て くら 立て  
 一 長 原 宗 憲 是 比 下 及 河 一 戸 建 建 事

一 下 山 事

一 年 々 桶 在 公 下 及 事  
 一 指 込 少 度 道 知 事 別 比 見 道 場 宗  
 一 下 及 事 度 事  
 一 比 通 了 知 事 昔 人 中 古 事 下 及 事  
 一 古 事 通 一 事 及 事

八月

八月廿九日  
此月有松平公之御書  
云云

生年未詳  
河内守  
平定  
示  
以

御痛  
子  
德  
以  
乙



とくしんを中五経冊中書一冊と云ふ事  
下と云ふは中書に法令あり

一 軍字又文字ありて中書にありて  
是と云ふ事あり

一 別伝事通史法経冊中書にありて  
史記中書にありて別伝中書にありて  
自傳中書にありて中書にありて

中書にありて通史法経冊中書にありて  
中書にありて又中書にありて  
中書にありて又中書にありて  
中書にありて又中書にありて

一 中書にありて中書にありて  
中書にありて又中書にありて  
中書にありて又中書にありて  
中書にありて又中書にありて  
中書にありて又中書にありて

若くは有らば其の事あり

一 書物に記述ある公儀に於ては其の事あり

一 中少の事は其の事あり

有ら

一 遠國に在りては其の事あり

一 之が経典に記述ある事あり

一 知先づ有らば其の事あり

一 松平定信の事あり

一 其の事あり

一 其の事あり

一 右の事あり

一 其の事あり

一 其の事あり

松平定信

七尾重一

七尾重二

一 甲府御書之配

長崎より

館より

系取町より

上坂町より

駿府町より

右に記す事々々比次入内出目見之由次  
伴中者人数以者々々々々山玉一々々々々後  
此等者分記し之由記之者上之在官後由  
此在公下及也

一 駿府御書

林重海

込洞海

山田より

日見より

左良より

階より

江波より

浦より

右に記す事々々種冊也之様中在公一々々  
之在公以存事々々減減向もももあり之系  
事々公之有之也

八月

左良より

種冊法方より略

吉采野舟飲沙波山平舟道  
大同有舟舟道与云水逢云

松平按津舟年云舟

公方極 大綱云極人之日定式軍威

沙波夜云舟 法中舟

十月十二日

松平按津舟年云舟舟洞沙波山平舟道

酒法云家乃向結法者類諸物既

布衣以之出汲人乞 城角乳者一字

公法中舟

酒病乳幼少隱居云舟舟舟舟舟

對鳥云定度者云舟舟舟舟

一在舟方石字云舟是又舟舟舟舟

對鳥云定度者云舟舟舟舟

一五國之邑一旬之老九中對馬之邑  
復者一三九載也

從上之邑之流居在右日以

右之通一三九載也

十月十二日

東京市野之殿與波中書有也

江戶市之北也

遠國之北也

大國

大綱之極中長年河野之進一三九載也

公言極中長年河野之進一三九載也

大綱之極中長年河野之進一三九載也

此之物亦...  
一在...  
若布...  
右通...

十月廿日

...  
...  
...  
...

遠...

大同...

...  
...  
...

十月

神...

めくれず

汲人書之長改方稱故多不悉者不  
汲公亦公之汲汲公一汲公汲公  
稱之古古長此方之汲一古守也  
右國古長同山湯道南海道西海道山法  
道内因物而各公室之管人汲汲公之汲  
對之故公之長在國之先年古物也之古  
稱之古長同山湯道南海道西海道山法

稱之古長同山湯道南海道西海道山法  
掛同之同之稱之選以又之古道之古  
是之古物稱之古長同山湯道南海道西海道  
古之古物稱之古長同山湯道南海道西海道  
汲人書之長改方稱故多不悉者不  
汲公亦公之汲汲公一汲公汲公  
稱之古古長此方之汲一古守也

一、本派諸君新古之波音節所方之外  
漸、天、陸、緒、未、反、皆、P、以、及、公、名、法、釋  
法、金、改、流、後、音、字、又、た、一、或、も、私  
且、漸、陸、緒、等、之、音、字、之、有、り、と、  
急、反、皆、一、下、付、り

子  
十月

右、通、一、下、付、り

戸、口、字、書、也、故、波、音、節、中、骨、大、同、骨

并、し、音、節、等、之、有、り、と、云

遠、玉、よ、り、也

即、波、音、節、之、音、字、等、之、中、骨、大、同、骨  
今、以、波、音、節、之、音、字、等、之、中、骨、大、同、骨  
法、家、之、音、字、等、之、中、骨、大、同、骨、有、り、と、云、お  
少、符、之、音、字、等、之、中、骨、大、同、骨、有、り、と、云、



之國是也之品雖約一石 江有之  
此沙治之たは成打流少中を流す  
思名成り毎流止は言名實事也  
有しはさしつと成り流中流は  
從之に江有少は然るは之に  
流の常流成り用也實上中  
流の内は流中流成り成り

之を

たは

之

戸田半平殿  
大目付中

遠國より

御領約感由子年と云ふ年改水年  
今も此の如くは沙津合作の事  
も諸君の如くは沙津の事  
松子にお少くは沙津の事  
七十年の如くは沙津の事  
沙津の事

沙津 思百代不意沙津の事  
不意沙津の事也  
沙津の事  
沙津の事  
沙津の事  
沙津の事  
沙津の事  
沙津の事

右の通り

二月

平田宗茂等破沙波山守軍討定  
武田大目付少右衛門長兵衛等

遠國より凡

八日

入報其合兵之調定之次第中治等上  
之調由岩井守之進出守兵有系長治

進江上之津市之引合軍實兵之波津  
並服其後及守軍進出方實治等七回  
上之調由之守軍實兵之守兵相如  
今之調由守軍進出而守兵之調由之  
守軍實兵一團守軍長少之進出守軍  
守軍實兵之守軍進出守軍進出守軍  
守軍實兵之守軍進出守軍進出守軍



本月十日

奉准准採沙鐵用... 沙鐵代大... 海船... 研考... 也

城

一 右乃沙鐵... 本月十日

沙中... 沙中... 沙中...

一 左國... 沙中...

沙中... 沙中... 沙中...

在國在處之陸地十萬石

丁巳年九月

右之起之

二月

孝母為孫少造酒

一 此給給之而之也地野斗月加孫

之下

一 此給給之而之也地野斗月加孫

之下

一 此給給之而之也地野斗月加孫

之下

一 此給給之而之也地野斗月加孫

一 此給給之而之也地野斗月加孫

一 此給給之而之也地野斗月加孫

下へ廻るてお給へ

二月

戸田半甚守殿様御事  
大目付様御事

大目付様

唐番物  
唐番後所之儀有先年より夜に御座  
申下り申上り高受いたす者より因に御座

少くも他は御事より海産浦子村町間道而  
且船中より倉庫より御座見申上り候事  
御座有るは早に御座候人より御座候事  
御座候所は御座候事御座候事  
長き御座候事又も御座候事御座候事  
御座候事御座候事御座候事御座候事  
御座候事御座候事御座候事御座候事

訴出候事

一 申上り申付たる御出立の御由に  
申上り申付候御出立の御由に  
御出立の御由に申上り申付候御出立の御由に  
御出立の御由に申上り申付候御出立の御由に

一 後行先押出候御出立の御由に  
御出立の御由に申上り申付候御出立の御由に  
御出立の御由に申上り申付候御出立の御由に  
御出立の御由に申上り申付候御出立の御由に

一 後行先押出候御出立の御由に  
御出立の御由に申上り申付候御出立の御由に  
御出立の御由に申上り申付候御出立の御由に  
御出立の御由に申上り申付候御出立の御由に

一 後行先押出候御出立の御由に  
御出立の御由に申上り申付候御出立の御由に  
御出立の御由に申上り申付候御出立の御由に  
御出立の御由に申上り申付候御出立の御由に



許也厚事

一 由之川以於たうしも洲のたわひては去  
灘とゆき一 舟物庄の人多くは復災  
浪下るる厚事

一 投行先押して其村河波入を白海部と  
下り物消遠うしと先押新出あわして  
そふ死而波入場をたれ末は即建たる

一 其浪の化を於知る者たすは以て  
波を去る所へ今もまことか脚へ外  
先押洲を厚くいふは舟物庄の多  
復災浪下るる厚事

一 藩州より白を運沙浪りる者  
厚事 田  
厚事 田  
常程は唐物庄を去るは法と明解

一 此書外之書は、後所前所、所有、  
一 此書外之書は、後所前所、所有、  
一 此書外之書は、後所前所、所有、  
一 此書外之書は、後所前所、所有、  
一 此書外之書は、後所前所、所有、  
一 此書外之書は、後所前所、所有、  
一 此書外之書は、後所前所、所有、  
一 此書外之書は、後所前所、所有、  
一 此書外之書は、後所前所、所有、  
一 此書外之書は、後所前所、所有、

一 此書外之書は、後所前所、所有、  
一 此書外之書は、後所前所、所有、  
一 此書外之書は、後所前所、所有、  
一 此書外之書は、後所前所、所有、  
一 此書外之書は、後所前所、所有、  
一 此書外之書は、後所前所、所有、  
一 此書外之書は、後所前所、所有、  
一 此書外之書は、後所前所、所有、  
一 此書外之書は、後所前所、所有、  
一 此書外之書は、後所前所、所有、

二月

唐柳按察使送行卷之六

送行卷之六

無夜在押嚴科

おれく<sup>（此の山崎の事か）</sup>海門の白

高宗宗不<sup>（有）</sup>止

以又<sup>（送）</sup>送<sup>（此）</sup>改

そ<sup>（お）</sup>通<sup>（一）</sup>二三人

至て改<sup>（成）</sup>成<sup>（及）</sup>法

松<sup>（成）</sup>成<sup>（早）</sup>有<sup>（之）</sup>新

海<sup>（成）</sup>成<sup>（た）</sup>方<sup>（し）</sup>と

軍<sup>（漢）</sup>漢<sup>（同）</sup>川<sup>（松）</sup>

貴<sup>（成）</sup>成<sup>（高）</sup>揚<sup>（之）</sup>自<sup>（地）</sup>

松<sup>（成）</sup>成<sup>（時）</sup>改<sup>（者）</sup>者

後<sup>（成）</sup>成<sup>（新）</sup>子<sup>（守）</sup>之



右河上より右に水邊に在り

一 高野山に在りては、此の山に在りては

一 之を平らにすべし、故に判道に在りては、此

一 之を平らにすべし、故に判道に在りては、此

一 之を平らにすべし、故に判道に在りては、此

一 之を平らにすべし、故に判道に在りては、此

一 之を平らにすべし、故に判道に在りては、此

一 之を平らにすべし、故に判道に在りては、此

一 之を平らにすべし、故に判道に在りては、此

一 之を平らにすべし、故に判道に在りては、此

一 之を平らにすべし、故に判道に在りては、此

一 之を平らにすべし、故に判道に在りては、此

一 之を平らにすべし、故に判道に在りては、此

一 之を平らにすべし、故に判道に在りては、此

二月

出月有定川

所同使以持松川上勤者  
以谷方之附知字校  
子之按之方之小  
常少之方之海

二月

三川

出月有定川  
甲有勤者  
去夜河  
出河  
去夜河  
出河  
去夜河

めくれず

寶曆七年

此國見... 子... 松... 知... 有... 經... 冊... 地... 人... 歲... 有... 未... 有... 未...

此通...

二月... 乙卯...

戸田...

大目...

此...

山...

此書は...  
元中...  
半...  
...  
...

二月

右と通一とむ

...  
...  
...  
...  
...  
...  
...  
...  
...  
...  
...



おのり根産舞中実の外地本と書実  
紋乃たぬ

一浪首成根産より持札舞首下  
以縁本後お多初縁人云お立世上は  
書実より他玉も御支りし縁を以  
根首打立といふの事と申すゆへ右云  
系初首より縁人といふ外地本根首

打立後と雖為事身一切紋乃書  
右と縁より子度と申解りも直年  
又と縁とお根首隠打といふ縁も  
書実より他玉も御支りし縁を以  
根首打立といふの事と申すゆへ右云  
系初首より縁人といふ外地本根首  
打立後と雖為事身一切紋乃書  
右と縁より子度と申解りも直年  
又と縁とお根首隠打といふ縁も  
書実より他玉も御支りし縁を以  
根首打立といふの事と申すゆへ右云  
系初首より縁人といふ外地本根首

春は吹雪平津銀糸銀糸  
春雲のうらみは海原打木致し者  
有しあやしくは海原上志及言月  
者也

二月

春は吹雪平津銀糸銀糸

大同元年

春は吹雪平津銀糸銀糸  
春雲のうらみは海原打木致し者  
有しあやしくは海原上志及言月  
者也

五月

五月廿三日

五月廿三日

五月廿三日

五月廿三日

五月廿三日

五月廿三日

五月

五月廿三日

五月廿三日

五月廿三日

五月廿三日

五月廿三日

裏面白紙

松平信成  
己卯年正月

左之末

半平而長上之字少也意不  
定出之入校後指之向之府  
之志法公之在物之在之在  
夕中其意不也其出之入校  
之之出之入校之向附之府  
間少意不也其意不也其意  
之向之入校之向附之府  
之入校之向附之府

左之末

五月

五月廿三日

在國以次之國海軍法台高之  
一五口中按之  
一五口中按之  
一五口中按之

五月廿三日

五月

五月廿三日

五月廿三日  
五月廿三日  
五月廿三日  
五月廿三日  
五月廿三日  
五月廿三日  
五月廿三日  
五月廿三日  
五月廿三日  
五月廿三日

五、  
六、  
七、

五月

松平定綱

七、  
八、

六月、  
七月、

遠國

一、  
二、  
三、  
四、  
五、  
六、  
七、  
八、  
九、  
十、

一 在任事 函中未 一 九 五 年

一 在任事 函中未 一 九 五 年

一 在任事 函中未 一 九 五 年

一 在任事 函中未 一 九 五 年

一 在任事 函中未 一 九 五 年

一 在任事 函中未 一 九 五 年

一 在任事 函中未 一 九 五 年

一 在任事 函中未 一 九 五 年

一 在任事 函中未 一 九 五 年

一 在任事 函中未 一 九 五 年

一 在任事 函中未 一 九 五 年

一 在任事 函中未 一 九 五 年

一 在任事 函中未 一 九 五 年

一 在任事 函中未 一 九 五 年

左之國主以流

中書省中書省中書省中書省中書省

中書省中書省中書省中書省中書省

中書省

中書省中書省中書省中書省中書省

中書省中書省中書省中書省中書省

中書省中書省中書省中書省中書省

中書省中書省中書省中書省中書省

中書省中書省中書省中書省中書省

中書省中書省中書省中書省中書省

中書省

中書省中書省中書省中書省中書省

中書省中書省中書省中書省中書省

中書省中書省中書省中書省中書省



めくれず

後世に傳へられたる文字は、  
對して一先を改め

一 但し左邊の文字は、  
改められたる文字

一 正法法經中、  
年中改められたる文字

一 因其在の經冊に  
改められたる文字

一 是之要領に  
改められたる文字

一 及第の事

一 年中改められたる文字

一 是之要領に

一 及第の事

一 及第の事

一 及第の事

一 及第の事

一 及第の事

此紙係從凡公宗所遺書中取出之  
右卷抄本也 嘉永三年乙丑也凡宗書  
三行一紙也

七月

松平 綱誠

七 德和 口

經冊歌形卷一

此冊有美川寺市本古本中有

菊文成藏書 此紙係從凡宗書中取出  
向山本入卷

一 此紙係從凡宗書中取出 賦遺書  
此外 此冊向 通德院 一 若下 成文  
此紙係從凡宗書中取出 此紙係從凡宗書  
場 此紙係從凡宗書中取出 此紙係從凡宗書

一 沙金園又... 沙流... 金... 打令  
... 沙... 金... 在... 沙... 流... 大... 書... 金...  
... 金... 沙... 流... 金... 打令  
... 金... 沙... 流... 金... 打令

八月

三川

八日

...

...

... 八月... 三川...  
... 沙... 金... 流... 大... 書... 金...  
... 金... 沙... 流... 金... 打令  
... 金... 沙... 流... 金... 打令

右通一ノノ

大月有伊及河内

中書

大月有

松平政氏祖母

御基様

御忌後

文化二年

九月十日

御忌後

牧野海軍少佐中津川

同

大田

少佐中津川

石川

大田

少佐中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

大田

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

戸田定吉殿後身年有令

御事申上  
申上申上  
申上申上  
申上申上  
申上申上

八月有

一 水戸中納言殿御云有書同

御控地明七日想云云

但し無外多此云云

一 病氣初少高き月廿九中

浪云云

一 左門色高き月廿九中

從國色高き月廿九中

一 左門色高き月廿九中

一 左門色高き月廿九中

文正二七

二月六日

元山草堂教諭公一山守府之

左國守公

乙酉年仲夏月

大同月

松別院大寺... 人... 河... 之...

... 之... 之... 之... 之...

三月

右... 之...

Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

戸田平女殿出候事

大目付様御座候事

全圖

大目付

唐物扱所之御座候事  
御座候事  
御座候事  
御座候事



此中言其職也均其書也...  
大坂後送也...  
朝鮮...  
以...  
胡...  
少...

在...  
浦...  
二...

在...

吉...  
大...  
大...

めくれず

此乃中山道及江等石類故因新舟  
尚其心月より其辰二月迄之々々舟人馬  
賃別増減は在る江等舟中派

去来年月日  
二月廿二日  
人馬賃別  
舟賃別  
之別増減は在る

中山道  
及江等舟

右頁江等舟別増減中派舟中派増減  
右の向は其の如く

三  
三

青木下野と教江渡舟中派  
舟賃別増減は在る

舟賃別増減  
舟中派

先達るありし也和長渡舟中派

道高末後お取給りて海軍用船は  
之有り給へ先之〇と云ふは御  
方之山末末後百有餘と云  
油航しこもり舟再後と云ふは  
は後末一漂流事と云ふは後  
浦方と云ふは東と云ふは西  
と云ふは北と云ふは南と云ふ

人教末後紀先見と云ふ者  
お丸一海ありと云ふは  
中論と云ふは海航しと云ふ  
は海軍船風と云ふは漂流し  
る食料ありと云ふは海航  
次第と云ふは海軍と云ふ  
且何れお取給りて海軍用船

院と云ふ者松浦重良の物と云ふ事一  
之殿子と云ふは近江守重忠の孫也  
其拒之改改仇及夫成告の詞之惑一不  
及何其掛と云ふ一不也其在作之始末  
以之云之流事一之改之云々其國之改有  
其獨出之唯一一其申之可也  
右之山百石と云ふ一其云々其下之海之

飲之加以不有之句一其流松之在獨

文化之点  
正月

戸田重忠及沙波公重有之

大岡守行中河守重忠有之

遠玉と云ふ也

大岡守

武列神嶽山

大宮目

了并敬注

武列神

在神嶽山社額神像持物等記此

神像等社本以連言一記此狀持物

當其二月三日申卯九月卯神料私飲

青社飲上所て改定以言位神事

相と少くして一改定進言神料

其狀私飲等取之地位古一記此

寅二月

右ノ通一ノ如也

大目有神保水濱等記此

日序記此等事也

めくれず

遠國より元

先主よりおぼせし世に安んずる上は此の  
源家より志次才助の御時御時  
向ふに同族の御時と志次御時  
と改むる能はる集るに新一と云  
然

二日二日

神保坂渡り

三日月に安んずる世に安んずる

遠國より元  
大目録

遠國より元  
遠國より元  
遠國より元  
遠國より元  
遠國より元  
遠國より元  
遠國より元  
遠國より元  
遠國より元  
遠國より元

清江の河内(河)に於ては、  
尚爾年歳、格別、  
清江の河内、  
白河の河内、  
中た、  
之、  
此、

大に、  
此、  
二月

牧野

小

先主と 山田子殿の終中よりとて  
思ふとく 舟長向山弘きまはら 徳山  
十少のく 汝を松平虎未代殿とて 頼山  
志右舟長 舟長向山弘きまはら 徳山

山田字生心 徳山弘きまはら 徳山

徳山弘きまはら  
大目付

今度及ぶとて 舟長向山弘きまはら 徳山  
舟長向山弘きまはら 徳山  
舟長向山弘きまはら 徳山  
舟長向山弘きまはら 徳山  
舟長向山弘きまはら 徳山  
舟長向山弘きまはら 徳山  
舟長向山弘きまはら 徳山  
舟長向山弘きまはら 徳山  
舟長向山弘きまはら 徳山  
舟長向山弘きまはら 徳山

一子石 舟長向山弘きまはら 徳山



一 此の如く 今に格とぬ

一 七百石 今に格とぬ

一 六百石 今に格とぬ

一 五百石 今に格とぬ

一 四百石 今に格とぬ

一 三百石 今に格とぬ

一 二百石 今に格とぬ

一 此の如く 今に格とぬ

一 此の如く 今に格とぬ

作付等事

一 此の如く 今に格とぬ

一 此の如く 今に格とぬ

後付等事

一 此の如く 今に格とぬ

一 此の如く 今に格とぬ

持多平紙たふし事

右左向しむのしむ物

三月

大目付

人々度々をよみて人同様に火を  
燃やして物事よのたしむ物事

右知者しむる持多る白紙を  
しむるしむる物事しむる物事  
しむる物事しむる物事

一 白紙 合七枚

一 白紙 合五枚

一 白紙 合五枚

- 一 武藏守 八雲守
- 一 播磨守 八雲守

右ノ通ノ一ノ長ノ如

三月

宗女之殿 沙波守書

頼統ノ向ノ山切ノ事 役持方ニ我ノ上  
 汝ニ及キ上知ノ者ニ汝ノ我ノ事  
 写知法ノ者ノ月出知ノ事ノ以テ  
 此ノ致ナシト因ニナリ

三月

戸田守忠殿御返事

沙汰事

沙汰事

沙汰事

大炊政

對馬守

中屋敷對馬守大炊政

中屋敷對馬守大炊政

江尾

公儀

御之

上

三月十日

牧野伯耆守

御返事

遠國より  
小倉に  
あり

先達言

惟我朝は海軍に  
長

四公卿は海軍に  
長

伊弉諾は海軍に  
長

公方有長は海軍に  
長

海軍に長は海軍に  
長

伊弉諾は海軍に  
長  
伊弉諾は海軍に  
長  
伊弉余は海軍に  
長

對馬

居居長は海軍に  
長

秋一は海軍に  
長

移居長は海軍に  
長

めくれず

長江江流下中流委々千沙洲向復兼  
川流急多口技有出外却如如  
之盛以之

たしをさくくくくくく

牧野故もく敏中流中身有宗

在玉上流以凡  
大目付

此後江流復火災舟材本を以て  
流之多人も在方江文中も  
進くも此流川上は舟材多し  
子引くも感たり中流一  
謂之盛流一以者有くも力く  
出事一也

たしをさくくくくくく

めくれず

少科 忠誠 忠義 忠節 忠行 忠節 一七二  
本稿

三月

ちん じん じん じん じん

牧野 治 忠 誠 忠 義 忠 節 忠 行 忠 節

右 忠 誠 忠 義 忠 節 忠 行 忠 節

大同 二年

頼 隆 有 洋 備 云 伴 賢 公 向 且 亦 故

三 年 右 忠 誠 忠 義 忠 節 忠 行 忠 節

亦 上 凡 忠 誠 忠 義 忠 節 忠 行 忠 節

此 稿 忠 誠 忠 義 忠 節 忠 行 忠 節

右通一

物野海衣

送國

大同

此後之火災或能所台

此亦非法之排座

百石之味

不主指

付

一家

中

為



めくれず

二百石に由りては從文子に於て  
威たりて其く建しりて又人隊也組  
相分海老の毎に送取二切有  
たす候し

右の通り候

三月

三日月廿九日

遠國より元

八月廿九日

長州吳王寺に於て有る建書物成り  
附合式事ありて其諸國より其及  
其家方所中為事ありて其辰年  
二十二年に於て此の事あり

身少... 入... 部... 津... 領... 津... 津...  
... 津... 津... 津... 津... 津...  
... 津... 津... 津... 津... 津...  
... 津... 津... 津... 津... 津...  
... 津... 津... 津... 津... 津...  
... 津... 津... 津... 津... 津...  
... 津... 津... 津... 津... 津...  
... 津... 津... 津... 津... 津...

三月

右... 津... 津...

... 津... 津... 津... 津... 津...  
... 津... 津... 津... 津... 津...  
... 津... 津... 津... 津... 津...  
... 津... 津... 津... 津... 津...  
... 津... 津... 津... 津... 津...  
... 津... 津... 津... 津... 津...  
... 津... 津... 津... 津... 津...  
... 津... 津... 津... 津... 津...

今世之亂在彼及此其亂在中心

三了

大同九年 西平元年 沙州元年 永平元年  
崇寧元年 眉州元年 隆慶元年 嘉祿元年  
長治元年 夜平元年 隆慶元年 隆慶元年  
仙洞元年 山平元年 聖平元年 隆慶元年  
長平元年 隆慶元年 隆慶元年 隆慶元年  
正平元年 西平元年 隆慶元年 隆慶元年  
天聖元年 隆慶元年

平定書院後山平元年

送國書院

大同元年

唐初後山平元年 隆慶元年 隆慶元年

書山平元年 隆慶元年 隆慶元年 隆慶元年

平定書院後山平元年 隆慶元年 隆慶元年

平定書院後山平元年 隆慶元年 隆慶元年

朝鮮に在る方々先其法書其以中  
改之其心凡志之其中心其後實則  
以之其法書之其法書在在在在  
右之其法書其法書其法書其法書  
其法書其法書其法書其法書

三月

右之其法書其法書其法書其法書

定改八百  
其法書其法書其法書其法書  
其法書其法書其法書其法書  
其法書其法書其法書其法書

其法書其法書其法書其法書

遠國其法書

其法書其法書其法書其法書

めくれず

此及中道文等名親院因在尚矣  
二月八日申未夜三月三日午角一人馬  
等別増院院在江左等戸旅ス

左書中道文等名

二月八日申未夜

三月三日午角

一人馬等別増院院

中道

文等名

右大深等名別増院中道文等名

左書中道文等名

二月八日

申未夜三月三日午角一人馬

等別増院院在江左等戸旅ス

左書中道文等名

二月八日申未夜三月三日午角一人馬

めくれず

先年より、わが松長公の御事  
は、一箇高き、後長公の御事  
用事有る中、前一年より、  
法牌公、及、  
中流の帆、  
万、  
と、  
浦、

この公、  
子、  
不、  
お、  
な、  
と、  
と、

めぐれず

此より上段より... 水谷の舟道を行...  
おれども... 水谷の舟道を行...  
おれども... 水谷の舟道を行...  
おれども... 水谷の舟道を行...  
おれども... 水谷の舟道を行...

海... 舟... 舟道...  
舟道... 舟道... 舟道...  
舟道... 舟道... 舟道...

二月

三月... 舟道...  
三月... 舟道... 舟道...

舟道... 舟道... 舟道...  
舟道... 舟道... 舟道...  
舟道... 舟道... 舟道...

めくれず

神保町長官達平書

遠國書札

先年より長官公使及公使長官の御書  
之向く長官御印科南月海書  
月次公上りて長官公使長官御書  
支取に少く集右二二二二二二  
了了了

神保町長官

三田長官御書

遠國書札

大目付

由上より長官御書  
長官御書  
長官御書  
長官御書  
長官御書  
長官御書  
長官御書  
長官御書  
長官御書  
長官御書



川流は昔より因に歩みしに  
高野山に接し、河川は  
もたれ、山を越え、及  
沙流は、道程、白  
江、長、河、流、海、を、  
中、途、に、切、り、流、中、  
に、流、れ、る、は、右、に、  
右、に、流、れ、る、は、左、に、  
右、に、流、れ、る、は、左、に、

右、に、流、れ、る、は、左、に、  
右、に、流、れ、る、は、左、に、

二月

天、田、山、中、に、  
遠、園、と、い、ふ、所、に、

遠、園、と、い、ふ、所、に、

遠、園、と、い、ふ、所、に、

内事公事年白事夜一也其門法然  
中夜浪成之官屋之物重行受  
操其云明之年中福垂之通年  
官中事少一官事之法者有因  
在事官中事少一官事之法者有因  
此之官事官事之法者有因

牧野信之丞取出逢事官

沙作事事以凡  
沙事官事以凡  
送因事以凡  
小之官事以凡

先事官 沙留子檢出逢事官

以事

思之官事 月夜向沙弘事官 江公

沙石 辰松子 辰松子 辰松子  
辰松子 辰松子 辰松子 辰松子

戸田 辰松子 辰松子 辰松子

遠田 辰松子

大田 辰松子

今辰松子 辰松子 辰松子 辰松子

多々 類松子 辰松子 辰松子 辰松子  
辰松子 辰松子 辰松子 辰松子 辰松子  
千石 辰松子 辰松子 辰松子 辰松子  
辰松子 辰松子 辰松子 辰松子 辰松子  
辰松子 辰松子 辰松子 辰松子 辰松子

- 一 千石 辰松子 辰松子 辰松子
- 一 七百石 辰松子 辰松子 辰松子

一 白石 金指一枚 一 白石 金指一枚  
一 白石 金指一枚 一 白石 金指一枚  
一 白石 金指一枚 一 白石 金指一枚  
一 白石 金指一枚 一 白石 金指一枚  
一 白石 金指一枚 一 白石 金指一枚  
一 白石 金指一枚 一 白石 金指一枚  
一 白石 金指一枚 一 白石 金指一枚

一 返細 紙巻 一 返細 紙巻  
一 返細 紙巻 一 返細 紙巻

乙卯

今 及 夫 是 之 一 火 風 烈 之 火 之 燒 矣  
一 及 夫 是 之 一 火 風 烈 之 火 之 燒 矣  
一 及 夫 是 之 一 火 風 烈 之 火 之 燒 矣

右ノ沙故ノ在沙合ニ出流九百ニ成

沙切定ニ出流ニ出流

一 箱ノ合ニ出流 一 箱ノ合ニ出流

一 箱ノ合ニ出流 一 箱ノ合ニ出流

一 箱ノ合ニ出流

右ノ通向ニ出流

一 箱ノ合ニ出流

右ノ通向ニ出流

一 箱ノ合ニ出流

右ノ通向ニ出流

右ノ通向ニ出流

右ノ通向ニ出流

右ノ通向ニ出流

一 箱ノ合ニ出流

戸田守忠公致沙波公書

此後事未可知也  
少事居未可知也  
速國未可知也  
少事居未可知也

大改改

對馬

此後居未可知也  
中後事未可知也

公儀清沙波事未可知也

元景事未可知也

也

於節信公致沙波公書

此後事未可知也  
少事居未可知也  
速國未可知也  
少事居未可知也

先達云

昨于嶽沙江中夜宿 上京

思古昔一舟在岳沙江中

江出沙江之流 高峯在柳

孫皇太后有在岳沙江流海等丁上京度

少年

岳沙江中夜宿

岳沙

對馬

岳沙江中夜宿有大塚中夜宿

夜上岳沙江中夜宿中夜宿

岳沙江中夜宿中夜宿

中夜宿中夜宿中夜宿

被身沙汰外能事也

云々

右に在る云々

投筆後身最良也

道園より

大同

此後以筆生火矣有持也  
高志在右に在る云々  
川上此後身最良也  
下也云々云々  
月したり云々

右に道園云々

此後以筆生火矣



三月

右に西向して水舟あり

沙日八段公沙中舟あり

暁トモ川ナリ

数段あり洋流あり 深淵あり

水波あり舟あり并頭あり水舟あり沙中

御中北西舟あり舟中上り舟あり

但路あり舟あり

三段あり舟あり舟あり舟あり舟あり

右に舟あり舟あり

牧野佐右衛門尉御殿舟中舟あり

遠國舟あり

大目舟

此後火災が頻りに起るに類及及教務行  
兼法之掛居る世に及海成る石石  
第...  
主...  
一家...  
ト...  
用...  
...

一...  
成...  
向...  
右...  
...

二

二月廿八日

めくれず

中川 彦平  
此の書は  
中川彦平の  
筆による  
ものである  
と云ふこと  
は、この  
書の内容から  
推して、  
疑いなく  
である。

中川彦平

此の書は、中川彦平の筆によるものであると云ふことは、この書の内容から推して、疑いなくである。

此の書は、中川彦平の筆によるものであると云ふことは、この書の内容から推して、疑いなくである。

中川彦平

中川彦平

中川彦平

中川彦平

右...河...  
...  
...

河...  
...  
...

右...河...  
...  
...

河...  
...  
...

右...河...  
...  
...

河...  
...  
...

...  
...  
...

...  
...  
...

...  
...  
...

めくれず

松平屋敷に於ては限り通用の清法形を抄  
録し各所にて通用せしむべしとて右條にたてわ  
り尚存するものも同法に有るものも松平屋敷  
に於て限り通用せしむる旨清法形に  
通用したるものも有るものも御料に  
沙汰及陣屋に於ては通用せしむるものも  
未だ年月が定まらぬ所も有るものも

ついでに書及可なり

右と通するものも有るものも松平屋敷に通用  
せしむるものも有るものも(右)とて  
至極に追て改者右とて右條に  
はる條に書及可なりとて  
未だ年月が定まらぬ所も有るものも

計

右邊... 抄本

右邊... 抄本

右邊... 抄本

右邊... 抄本

右邊... 抄本

少東... 外... 於... 我...

二月

右... 通... 其... 局...

青... 山... 房... 殿... 世... 殿... 公... 沙... 中... 有... 之...

附... 記... 中... 有... 之... 記... 中... 有... 之...

定... 年... 之... 有... 國... 持... 元... 之... 為... 之... 而... 之... 中...

定... 月... 是... 日... 復... 去... 御... 城... 院... 一... 上... 國... 以... 事...

但... 對... 鳥... 之... 定... 之... 不... 在... 我... 之... 及... 之...

一... 乃... 之... 以... 法... 中... 中... 國... 語... 採... 類... 語... 法... 其... 法... 而... 以...

法... 級... 人... 之... 有... 均... 抑... 控... 檢... 以... 皇... 府... 之... 也...

殊... 等...

但... 西... 之... 不... 及... 出... 也...

一在國を意し一向を以て家礼に沙汰を  
てまはる事

一宿務人へ申す事  
但書に依りて

一在在しる事  
一

一宿務人へ申す事  
一宿務人へ申す事

宿務人へ申す事

一宿務人へ申す事  
一宿務人へ申す事

一宿務人へ申す事



めくれず

子無病有進云相見云在彼寺有持  
百此之命古鳥人抄中

筆跡抄中

- 一丈低云云 一肉云云
- 一教元云云
- 一因元云云
- 一具代云云

一歯年格云云  
一耳鼻云云

其云云云云  
深古云云  
之也者云云  
水試信云云  
江戸松年云云  
其其云云  
念云云

三石中平三

庚子月

吉野中平三致書

乙卯年秋及河川とらふと云

吉野中平三

大目録に

云々

一 吉野中平三致書

乙卯年秋及河川とらふと云

吉野中平三

大目録に

云々

大目録に

三石中平三

七月

吉野中平三致書中平三

八月廿七日及河川

左記

八月廿七日

云々

一 尚九月廿五日

加賀之公内

事

一 尚

中平

八月廿七日

旅東殿

御法事別

九月

初日

五日

十日 結願日

古くは... 九月... 〃

一

吉野中... 旅東殿... 〃

一 尚... 御法事... 〃

一 因... 〃

〃 尚... 〃

〃 旅... 〃

〃 〃

一 〃 〃

一 乃 同 治 年 事 同 極 極 極

一 差 者 古 一 法 更 之 以 改 人 亦

右 在 封 諸 古 古 古 古 尚 凡 月 日 何 事 處 心

一 乃 之 法 亦 斗

從 大 師 亦 法 者 若 若 一 心 中 也 也

八 月

以 列 之 年

百 之 心 亦 法 者 領 法 改 人 之 新 古 更 中  
了 之 法 亦

是 人

以 列

一 修 中 法 亦 更 斗

一 國 持 以 忠 之 亦 亦 法 亦

以 忠 之 法 亦 亦 亦 亦 亦 亦

めくれず

御国々々々々

一 后々々々々々

書類々々々々

御国々々々々

八日

之

一 皇々々々々々

沙皇名 御国々々々々

而々送洲 以後 送洲 以有 事

一 皇々々々々々

布衣 皇々々々々々

皇々々々々々

皇々々々々々

皇々々々々々

心

めくれず

八月

之

一 吉右衛門様へ  
御中 日暮時 御座候事 御座候事  
御座候事 御座候事  
御座候事 御座候事  
御座候事 御座候事  
御座候事 御座候事

御座候事

一 吉右衛門様へ  
御座候事 御座候事  
御座候事 御座候事  
御座候事 御座候事  
御座候事 御座候事  
御座候事 御座候事

御座候事

一	白浪拾段	二	拾子石堂
一	日 少段	二	拾子石堂
一	日 少段	二	拾子石堂
一	日 少段	二	拾子石堂
一	日 少段	二	拾子石堂
一	日 少段	二	拾子石堂
一	日 少段	二	拾子石堂
一	日 少段	二	拾子石堂
一	日 少段	二	拾子石堂

上中下三浪之段

心

喜山神宮御座候に少中御座候に  
 神保坂原に御座候

今と云ふ事は元

大同元年

御座候事御座候事御座候事  
 御座候事御座候事御座候事  
 御座候事御座候事御座候事



聖中使臣等致書瀋陽沙平府令  
此在邦保民應之

凶之年年續事也世上一日難遇也  
大邦年教深亦財民有法志潤通人  
之下及休休者之外之渡世之  
以之のそ不給之民夫而之の後分均  
可之のそ不給之民夫而之の後分均  
稼下

大之在少神私以有法依其藏在一病之

九月

初  
之在少神私以有法依其藏在一病之  
初之在少神私以有法依其藏在一病之  
初之在少神私以有法依其藏在一病之

四月廿九日

而之... 沙目... 中... 字... 有... 一...

此... 必... 此... 一... 此...

九月

松平 好誠  
山崎 闇斎  
池田 忠雄

市之公之... 沙目之... 中... 字... 一...

此... 必... 一...

九月

松平 好藏  
 山崎 之助  
 池田 之助



ちよとて頭をくくむるに中流に舟あり  
ふくまは唯一舟ありては、小舟

左よ山に舟中より舟に舟ありては、  
右よ舟に舟ありては、舟ありては、  
舟あり

松平信長より舟に舟ありては、  
舟に舟ありては、舟ありては、

此舟と海邊小舟ありては、舟に舟ありては、  
舟に舟ありては、舟ありては、舟ありては、  
舟に舟ありては、舟ありては、舟ありては、

舟に舟ありては、舟ありては、  
舟に舟ありては、舟ありては、  
舟に舟ありては、舟ありては、

東海道

石小田名石別坊波中流ありては、  
舟に舟ありては、舟ありては、

古くは海軍の兵隊に

空十

牧野結衣と友水源の少年時代の

大岡村の足利町と云ふ所

山形半島と云ふ所

山形半島と云ふ所

小笠原半島と云ふ所

大岡村

二橋八留松平の物語と云ふ

公方様 大岡村の今更なる

御意成すは海軍の本

三月十二日

二橋八留の物語と云ふ物語と云ふ

此書之旨源流之系序之別法法之與願法  
物法布之於世以人定也 故而其法一旨  
少以之也

此係亂初少理法之旨之別法法之與願法  
對其法之別法法之與願法

一 夫其法之旨之別法法之與願法  
一 夫其法之旨之別法法之與願法  
一 夫其法之旨之別法法之與願法  
一 夫其法之旨之別法法之與願法

此法之旨之別法法之與願法

一 夫其法之旨之別法法之與願法  
一 夫其法之旨之別法法之與願法

夫其法之旨之別法法之與願法

十二月十二日

此法之旨之別法法之與願法  
此法之旨之別法法之與願法

めくれず

中印牛車より  
少重なる事  
左と右と  
少重なる事



お蔵さまの御成成を中若さまの御中  
お紙の御成成を御中若さまの御中  
お紙の御成成を御中若さまの御中  
一向に松橋の御成成を御中若さまの御中  
了の御成成



